質問回答書

令和８年１０月１４日

入札参加業者各位

公立大学法人横浜市立大学

件　　名　：　**【特定調達契約】超電導磁石式全身用MR装置の購入**

上記件名に係る契約について、次のとおり質問がありましたので、回答します。

担当　公立大学法人横浜市立大学
附属市民総合医療センター
経営企画課経営企画担当
電話　045-253-5322
メール　ukeiyaku@yokohama-cu.ac.jp

質問	回答
〈質問１〉　仕様書Ⅰ-3-(25)について 本項目は、心電図同期検査のための電極を貼らずに検査をすることを目的としており、フェーズドアレイコイルの中に心拍同期センサーを内蔵したシステムで要求を満たすとの認識でよろしいでしょうか？	〈回答１〉 フェーズドアレイコイルの中に心電図同期検査のための電極を貼らずに検査をすることが可能な心拍同期センサーを内蔵したシステムであれば要求を満たすとの認識で相違ありません。心拍同期センサーがコイル内臓型でない場合もしくは電極の貼付が必要な場合は、胸腹部撮像用及び全身撮像用として18ch以上のフェーズドアレイコイル3式と心臓MRI撮影時補助具(神戸バイオメディクス製:ノイズリダクションパッド、または同等品)2式を含めて用意してください。
〈質問２〉　仕様書Ⅳ-12-(116)について 本項目は仕様書項目（155）に記載がある通り、10年以上使用できる提案内容という認識でよろしいでしょうか？	〈回答２〉 仕様書(155)の記載がある通り、10年以上使用できる構成・ライセンス一式を応札価格に含めてご用意ください。 製造終了等のやむを得ない事情により交換部品の調達が困難となった場合においても、受注者は修理部品の確保その他必要な措置について最大限努めるものとし、継続使用のための修繕対応を行ってください。そのうえで、なお対応が困難な場合は、臨床業務に影響を及ぼさない代替案を提示し、当院担当者と協議のうえ、速やかに対応してください。
〈質問３〉　仕様書Ⅳ-17-(143)について 本項目は仕様書項目（155）に記載がある通り、10年以上使用できる提案内容という認識でよろしいでしょうか？	〈回答３〉 仕様書(155)の記載がある通り、10年以上使用できる提案内容を応札価格に含めてご用意ください。 製造終了等のやむを得ない事情により交換部品の調達が困難となった場合においても、受注者は修理部品の確保その他必要な措置について最大限努めるものとし、継続使用のための修繕対応を行ってください。そのうえで、なお対応が困難な場合は、臨床業務に影響を及ぼさない代替案を提示し、当院担当者と協議のうえ、速やかに対応してください。
〈質問４〉　仕様書Ⅰ-3-(25)について 「胸腹部撮像用及び全身撮像用として、18ch以上のフェーズドアレイコイルを3式有し、1式は心電図同期を必要とする検査において、心電図同期信号取得を可能とする機能を含めること。当該機能をコイルシステムで実現できない場合は、胸腹部撮像用及び全身撮像用として18ch以上のフェーズドアレイコイルを3式と心臓MRI撮影時補助具(神戸バイオメディクス製:ノイズリダクションパッド、または同等品)2式を含めて用意すること。」と記載がありますが、広範囲を撮像するためのコイルおよび簡便で非接触な心電図同期が目的だと理解しますので、長軸70cmサイズのコイル2式と頭頚部コイルの組み合わせにより寝台全体をカバーし、かつ心電図同期不要な血管撮像法を有し、当該目的として問題がないと考えます。当社仕様で問題ないと解釈してよろしいでしょうか。	〈回答４〉 仕様書のとおりご用意ください。 本項は胸腹部撮像用の18ch以上のフェーズドアレイコイル3式により155cm以上の撮像範囲を必要としています。上記仕様を満たすことが困難な場合は、代替手段として、胸腹部撮像用の18ch以上のフェーズドアレイコイルを1式以上追加し、当該装置で実現可能な最大撮像範囲を確保できるコイル構成で納入してください。 なお、本項目で追加するコイルは、Ⅰ.3(20)～Ⅰ.3(24)及びⅠ.3(26)～Ⅰ.3(33)に規定するコイルとは別に納入してください。広範囲を撮像するためのコイルおよび簡便で非接触な心電図同期が目的ですので、18ch以上のフェーズドアレイコイルを3式と心電図同期機能が必要です。
〈質問５〉　仕様書Ⅰ-3-(26)について 「下肢全長撮像コイルとして30ch以上の下肢専用フェーズドアレイコイルを有すること。専用コイルが無い場合は、下肢領域全長にわたり磁場均一性を向上させるための補助具(神戸バイオメディックス製、ICパッド、または同等品)を3式用意すること。」と記載がありますが、全下肢撮像の画質を向上させることが目的だと理解しますので、その目的に紺し当社はディープラーニングによる画像再構成がMRAも含めた全下肢撮像に対応しますので、臨床的な画像向上の機能として問題がないと考えます。当社仕様で問題ないと解釈してよろしいでしょうか。	〈回答５〉 仕様書のとおりご用意ください。 専用コイルがない場合は、磁場均一性を向上させるための補助具（物理的に改善する機能）が必要です。
〈質問６〉　仕様書Ⅰ-3-(33)について 「指先、爪などの局所撮像用として4ch以上の小径(140×90mm相当)型フェーズドアレイコイルを有すること。前述のコイルがない場合は、Ⅰ.3(20)からⅠ.3(32)とは別に16ch以上のフレックス型フェーズドアレイコイルを用意すること。」と記載がありますが、指先や爪などの局所撮像用としては23mmおよび47mm径の極小コイルを有しており、組み合わせでも使用も可能、径を小さくすることでチャンネル数を増やさずに感度を担保しております。当社使用で問題ないと解釈してよろしいでしょうか。	〈回答６〉 仕様書のとおりご用意ください。 本項は局所の感度だけでなく、撮像範囲及び患者の形状・体位に対応する受信構成を確保するための要求です。要求仕様である「4ch以上」を満たさない低チャンネル構成の場合、パラレルイメージングの展開能力が制限され、高分解能撮像に伴う撮像時間の延長や体動アーチファクト、3.0T特有の幾何学的歪みの増大を招く懸念があります。また、有効視野および深度感度が極めて限定的となるため、爪・指先から近位部や深部組織へ及ぶ病変評価において臨床上の制約が生じると考えます。4ch以上の小径フェーズドアレイコイルを備えない場合は、Ⅰ.3(20)～(32)で計上するものとは別に、16ch以上のフレックス型フェーズドアレイコイル1式を納入してください。

<質問７>　仕様書Ⅰ-4-(36)について 「脱着式寝台で、ベッド搬送患者の移乗が入退室時各1回で可能である寝台を2台用意すること。脱着式でない場合は、装置付属のトロリーを2台用意し、上記(Ⅰ.3(20),(21))とは別に20ch以上の頭頸部用フェーズドアレイコイル、32ch以上の頭部撮像が可能なフェーズドアレイコイルをそれぞれ用意すること。」と記載がありますが、ベッド搬送患者の移乗手順を向上させることが目的だと理解しますので、その目的に絡し当社はトローリーによって追加のコイルがなくとも脱着式寝台と同等のワークフローを提供し、検査効率向上の機能として問題がないと考えます。当社仕様で問題ないと解釈してよろしいでしょうか。	<回答７> 仕様書のとおりご用意ください。 脱着式でない場合は、装置付属のトロリーを2台用意し、上記(Ⅰ.3(20),(21))とは別に20ch以上の頭頸部用フェーズドアレイコイル、32ch以上の頭部撮像が可能なフェーズドアレイコイルをそれぞれ用意してください。
<質問８>　仕様書Ⅰ-5-(38)について 「新規に納入するすべてのMR装置用コンソール、画像解析装置および心臓画像解析装置について、既存のSYNAPSE VINCENTサーバー、syngo.viaサーバー、PACS（SYNAPSE）および検像端末との接続確認を行い、必要な画像の送受信および保存が可能であること。装置間の通信速度は画像処理速度および解析機能を十分に発揮させる必要があるため、1Gbps以上とし納入時に転送速度の確認も合わせて実施すること。詳細はネットワーク図を作成した上で、当院のシステム担当係担当者、物品管理担当係担当者及び放射線部担当者との協議により決定すること。」と記載がありますが、入札に参加する可能性のあるシーメンスヘルスケア社製のサーバーが含まれており、実質的にシーメンスヘルスケア社の１社指定入札文言であると理解します。またサブコンソールは解析の効率化を図ることが目的だと理解しますので、その目的に絡し当社は別途ワークステーションを提供し、検査効率向上の機能として問題がないと考えます。当社仕様で問題ないと解釈して よろしいでしょうか。また同等品の提案も不可なため、syngo.viaサーバーへの接続はないものとして解釈してよろしいでしょうか。	<回答８> 「syngo.via」に限らず、仕様書に記載された既存システムを対象とし、既存システム側で必要となる接続作業等に係る費用については本調達から除外し、病院と各既存システム提供事業者との間で別途調達することとします。 ただし、応札者は、自社装置側で必要となる接続設定および接続作業を本調達範囲に含めるとともに、既存システムとの接続に漏れが生じないよう、病院および各既存システム提供事業者と十分に連携・調整してください。 また、仕様書に記載する各システムとの間で、当院が求める画像の送受信および保存が可能であることを確認し、病院側が求める接続試験、動作確認および転送速度の確認を実施してください。
<質問９>　仕様書Ⅱ-6-(41)について 「ホストコンピュータは、CPUがクロック周波数3.1GHz以上の性能を有し、主記憶容量が64GB以上であること。」と記載がありますが、高性能な主記憶容量によって円滑なコンピュータ処理と検査の効率化を図ることが目的だと理解しますので、その目的に絡し当社はメモリ負荷の少ないオペレーターコンソールシステムと96GBの高性能な再構成ユニットの主記憶容量を搭載し、検査効率向上の機能として問題がないと考えます。当社仕様で問題ないと解釈してよろしいでしょうか。	<回答９> ご認識のとおりです。 仕様書に記載(Ⅱ.6(41))と同等以上のCPU及び主記憶容量を満たしていただければ問題ありません。
<質問10>　仕様書Ⅱ-6-(44)について 「装置のメインコンソールとは別に、MR装置本体と連動し、同一の患者情報及び検査データベースを共有できるサブコンソールなど(以下、サブコンソールとする)を有すること。当該サブコンソールにおいては、メインコンソールによる撮像業務に影響を与えることなく、MRスペクトロスコピーを含む画像解析処理が実施可能であること。サブコンソールは、メインコンソールと同等以上の画像処理機能及び解析機能を有することとし、その機能を実現するために必要な解析アプリケーション及びオプション機能を搭載すること。」と記載がありますが、当社のサブコンソールは撮像業務と共通のマウスを使用して解析等を行う方式ですが、こちらで問題ないと解釈してよろしいでしょうか。	<回答10> 本仕様（Ⅱ.6(44)）は、「メインコンソールによる撮像業務に影響を与えることなく、MRスペクトロスコピーを含む画像解析処理が実施可能であること」を必須要件として定めています。 したがって、共通マウスを使用する方式は認められず、撮像業務と完全に独立して操作可能な別個の入力デバイス（独立したキーボードおよびマウス）を備えた構成をご用意ください。
<質問11>　仕様書Ⅱ-7-(53)について 「心臓の心機能、流速、パーフュージョン解析が可能であること。」と記載がありますが、ワークステーション上の解析でも問題ないでしょうか。	<回答11> 本仕様Ⅱ.7(53)に定める「心臓の心機能、流速、パーフュージョン解析」は、仕様書 Ⅱ.6(44) および Ⅱ.7(54) に基づき、メインコンソールまたはMR装置本体と連動するサブコンソール上において直接かつ遅滞なく実行できる機能として規定しています。メインコンソールまたはサブコンソール上で直接解析が可能な構成・ライセンスを一式含めてご用意ください。
<質問12>　仕様書Ⅲ-8-(69)について 「b値が1,000s/mm2で画像マトリックスが128×128とのき、DWIの最短TEは35ms以下であること。また呼吸同期併用が可能であること。」と記載がありますが、拡散強調画像の高画質が目的だと理解しますので、当社の代替指標としてGrms=27mT/mというものがあります。高い傾斜磁場を長時間印加可能なことで拡散強調画像の高画質を実現し、こちらで問題ないと解釈してよろしいでしょうか。	<回答12> 仕様書のとおりご用意ください。 Grms=27mT/mは傾斜磁場の持続負荷・熱的能力に関する指標であり、特定b値・マトリックスでの最短TEを直接示す指標では無いと考えています。 本仕様における最短TE条件（b=1,000 s/mm²、128×128マトリックス等）は、日常臨床で用いられる標準的な撮像パラメータを基準としており、一般的な技術検証において客観的な適合判定が十分可能な数値設定としています。
<質問13>　仕様書Ⅲ-9-(88)について 「3次元ダイナミック撮像法において、造影剤自動検知機能、オートボイス機能、自動ダイナミック撮像機能が3つ同時に併用可能であること。」と記載がありますが、3次元ダイナミック撮像法の安定化が目的だと理解しますので、その目的に絡し当社は自動サブトラクションによる造影剤モニタリング、オートボイス機能、自動ダイナミック撮像機能が3つ同時に併用可能であり、造影検査の安定化の機能として問題がないと考えます。当社仕様で問題ないと解釈してよろしいでしょうか。	<回答13> ご認識のとおりです。 当院が求める機能を満たしていただければ問題ありません。
<質問14>　仕様書Ⅲ-9-(102)について 「心機能解析（心駆出率測定、心筋重量測定、心筋輪郭自動抽出）、血流速度解析が可能であること」と記載がありますが、ワークステーション上の解析でも問題ないでしょうか。	<回答14> 本仕様（Ⅲ.9(102)）に定める「心機能解析（心駆出率測定、心筋重量測定、心筋輪郭自動抽出）、血流速度解析」は、仕様書 Ⅱ.6(44)、Ⅱ.7(53) および Ⅱ.7(54) に基づき、メインコンソールまたはMR装置本体と連動するサブコンソール上において直接かつ遅滞なく実行できる機能として規定しています。メインコンソールまたはサブコンソール上で直接解析が可能な構成・ライセンスを一式含めてご用意ください。

<質問15>　仕様書Ⅰ-1-(6)について 本項では、高次磁場均一度向上ユニットの搭載を求める一方、当該機能を有しない場合にはラージフィールドMRイメージディストーションファントムの納入を要求しています。一方で、Ⅰ.1(4)、Ⅰ.1(5)、Ⅰ.1(7)では既に磁場均一性、勾配非線形性、ケミカルシフト及び磁化率アーチファクトに関する性能要件が規定されており、各応札装置は当該性能要件への適合性をもって評価されるものと理解しています。高次磁場均一度向上ユニットは磁場均一性を向上させるための手段の一つであり、磁石本体の性能等により当該機能を用いずに同等以上の磁場均一性を実現できる装置も存在します。そのため、最終的な磁場均一性及び画像品質が仕様要求を満たしている場合であっても、特定の磁場補正方式の採用を要求し、さらに当該方式を採用していない応札者のみに追加物品の納入を求める合理的理由についてご教示ください。また、 Ⅰ.1(4)、Ⅰ.1(5)、Ⅰ.1(7)の性能要件への適合が客観的に確認できる場合には、高次磁場均一度向上ユニットの搭載有無によらず本仕様を満足すると理解し、ラージフィールドMRイメージディストーションファントムの納入は不要と考えてよろしいでしょうか。	<回答15> 仕様書のとおりご用意ください。 仕様書Ⅰ.1(4)、(5)、(7)で規定している静磁場均一性や安定性等の要件は、マグネット単体における基本物理性能を保証するものと考えます。実際の臨床撮像においては、患者が静磁場内に入ることにより生体由来の磁化率の差が発生し、画像歪みやアーチファクトの原因となります。本仕様書における「高次磁場均一度向上ユニット」は、患者個々の体格や解剖学的構造に応じて局所磁場を自動的に高度補正し、当院が求める高品質な臨床画像を得るために不可欠な機能として求めています。高次シミング機能を搭載しない装置の場合、臨床撮像時に生じる広範囲の磁場均一性や画像歪みが臨床許容範囲内に収まっているかを当院側で客観的に評価・担保・管理する手段がありません。そのため、その性能検証・キャリブレーション手段として「ラージフィールドMRイメージディストーションファントム」の納入を代替要件として定めているものであり、十分な合理的理由が存在すると考えます。なお、本要件は特定の補正方式を持たない装置を直ちに一律排除するものではなく、検証手段の提供による代替を認めることで、アプローチの異なる装置にも参入機会を確保した公平性に配慮した仕様設計と考えています。
<質問16>　仕様書Ⅰ-3-(20)について 本仕様に記載されている20ch以上の「シミング機能を有する」頭頸部用フェーズドアレイコイルについては、対応可能なメーカーが限定される仕様であり、競争性・公平性の観点から再考の余地があるものと考えます。弊社装置においては、前述のⅠ.1(4)、Ⅰ.1(5)、Ⅰ.1(7)の仕様を満たすことで、静磁場の均一性および安定性を確保しており、コイル自体にシミング機能を有していない場合においても、20ch以上の頭頸部用フェーズドアレイコイルを用いて診断に必要な画像を提供することが可能です。横浜市立大学附属病院様（本院）においても使用実績がございます。本仕様の目的が、頭頸部領域における磁場均一性を確保し、診断に必要な画像品質を得ることである場合、その達成手段を「コイルのシミング機能」または「磁化率補正具」の有無に限定するのではなく、装置全体として必要な磁場均一性および画像品質を確保できることを要件とすることで、複数メーカーによる提案が可能になるものと考えます。つきましては、公正な競争性を確保する観点からも「シミング機能を有する」および「磁化率補正具を2式用意すること」の要件を削除し、「20ch以上の頭頸部用フェーズドアレイコイルを1式有すること」へ変更いただけないでしょうか。	<回答16> 仕様書のとおりご用意ください。 被写体の体格や形状等によって局所的な磁場不均一の程度や発生部位は異なるため、装置本体のシミング機能および20ch以上の頭頸部用フェーズドアレイコイルのみでは、確実な磁場均一性を確保することが困難な場合があると考えています。そのため、頭頸部領域において安定した画像品質を確保するため、シミング機能を有する頭頸部用フェーズドアレイコイル、または20ch以上の頭頸部用フェーズドアレイコイルと磁場均一性を補正する磁化率補正具のいずれかを必要とする仕様としています。本要件は特定の方式に限定せず、補正具による代替も認めることで、アプローチの異なる装置にも参入機会を確保した公平性に配慮した仕様設計と考えています。
<質問17>　仕様書Ⅰ-3-(22)について 「8ch以上の小児頭部撮像専用フェーズドアレイコイルを1式有すること」との要件につきましては、「小児頭部撮像専用」と限定することにより、対応可能なメーカーが限定される可能性があるため、競争性・公平性の観点から要件をご再考いただけないでしょうか。弊社におきましては、48ch頭部撮像用フェーズドアレイコイルを用いることで小児頭部撮像への対応が可能です。横浜市立大学附属病院様（本院）において同コイルを用いた小児頭部撮像の使用実績がございます。さらに、滋賀医科大学医学部附属病院様においては、重症新生児の検査にAIR MPLコイル(21ch)を使用した実績もございます。このように、必ずしも「小児頭部撮像専用コイル」に限定しなくても、小児・新生児の頭部撮像に対応可能なコイルを用いることで、必要とされる検査への対応が可能と考えております。また、頭部撮像用コイルを活用することにより、専用コイルを追加導入する必要がなく、調達コストの削減にも寄与できると考えます。つきましては、「8ch以上の小児頭部撮像専用フェーズドアレイコイル」に限定せず、小児頭部撮像に対応可能な「48ch頭部撮像用フェーズドアレイコイル」や「AIR MP-Lコイル(21ch)」について同等品として了承いただけないでしょうか。 （別紙参考資料①：「こんな時どうする!? ALL-FREEなAIR Coilsにお任せ！」P.5 図9）	<回答17> 仕様書のとおりご用意ください。 小児・新生児の頭部撮像においては、解剖学的サイズが成人と大きく異なるため、被写体に対するコイルの充填率を高めて十分なSNRおよび高分解能画質を確保することが極めて重要と考えます。汎用サイズの48ch頭部コイルやフレキシブルコイル（AIR MP-L）は、新生児頭部に対して密着性や固定性が十分でなく、小児頭部専用コイルと同等のSNRや高精細な画像品質、および撮像時の安定した体動抑制を得ることは困難と考えます。本項目においては、「小児頭部撮像専用コイル」を所有しないメーカーを直ちに一律排除するものではなく、「バードケージ型QDヘッドコイル」と「新生児・幼児用真空固定具（1式）」を組み合わせる代替構成を認めております。これは、体動抑制と安全性を客観的に担保しつつ、多様な装置構成に対応できるよう公平性に配慮した仕様設計と考えています。
<質問18>　仕様書Ⅰ-3-(25)について 本仕様の「胸腹部撮像用及び全身撮像用として、18ch以上のフェーズドアレイコイルを3式」との要件について、想定されている連続撮像範囲をご教示ください。弊社では、AIR AAコイル（30ch）2式を組み合わせることで約130cmの撮像範囲を確保可能であり、横浜市立大学附属病院様（本院）においても使用実績がございます。そのため、本要件の目的が約120cm程度の撮像範囲を確保することにある場合、「3式」という数量を必須とせず、必要な撮像範囲・性能を満たすことを条件として、AIR AAコイル（30ch）2式による対応を同等品としてお認めいただけないでしょうか。 また、「1式は心電図同期を必要とする検査において、心電図同期信号取得を可能とする機能を含めること」との要件について、対応可能なメーカーが限定され、競争性・公平性の観点から応札可能なメーカーを制限する要件となる可能性があります。コイル自体に心電図同期信号取得機能を求める必要性・目的をご教示ください。弊社では別途、心電図同期による撮像が可能なシステムを有しておりますため、コイル自体の機能に限定せず、装置システムとして心電図同期撮像が可能であれば同等としてお認めいただけないでしょうか。	<回答18> 仕様書のとおりご用意ください。 胸腹部及び全身撮像用コイル3式の要件は、胸腹部撮像用の18ch以上のフェーズドアレイコイル3式により155cm以上の撮像範囲を必要としています。十分なオーバーラップを確保して重なり部分の画質低下を防ぐとともに、複数部位の同時セットアップや臨床現場における検査スループットを維持するために不可欠な数量です。2式のみの構成では、体格の大きな被検者にて全身撮像時に感度低下やセッティング制限が生じる恐れがあるため、数量の削減および変更は認められません。上記仕様を満たすことが困難な場合は、代替手段として、胸腹部撮像用の18ch以上のフェーズドアレイコイルを1式以上追加し、当該装置で実現可能な最大撮像範囲を確保できるコイル構成で納入してください。なお、本項目で追加するコイルは、Ⅰ.3(20)～Ⅰ.3(24)及びⅠ.3(26)～Ⅰ.3(33)に規定するコイルとは別に納入してください。心電図同期信号取得機能については、3.0Tの高磁場環境下における心臓・心電図同期撮像では、RF照射や傾斜磁場のスイッチング等により心電図波形に著しいノイズが重畳し、同期不全やアーチファクトが発生しやすくなります。コイルシステム自体による同期信号取得機能は、セットアップの簡便化と安定したトリガリングを維持するために求めています。また、本項目においては、コイル自体に当該機能を有しないメーカーに対しても一律に排除するのではなく、「心臓MRI撮影時補助具（ノイズリダクションパッド等）2式」を含めることで代替可能とする規定を設けています。これは、補正方式の異なるメーカーにも参入機会を確保した公平性に配慮した仕様設計と考えています。
<質問19>　仕様書Ⅰ-3-(26)について 弊社では「AIR AAコイル(30ch)」を2式使用する構成により下肢全長撮像への対応が可能と考えております。AIR AAコイルは、従来型コイルと比較してg-factorを低く抑えられる特性を有し、パラレルイメージングにおける画質向上や高速化に寄与し、また、柔軟性が高く検査部位への密着性に優れるため良好な画像取得にも寄与します。このため、下肢全長撮像という本仕様の目的に対しては、必ずしも「下肢専用コイル」に限定することなく、同等以上の撮像性能・検査効率を確保できるコイル構成についても認めていただくことが、装置構成の合理化および導入コストの抑制につながるものと考えます。つきましては、AIR AAコイル(30ch)2式による構成を、本仕様に対する同等対応として認めていただけないでしょうか。（別紙参考資料②：「次世代の扉を開く、SIGNA Artist Evo MR30.1の革新性」P.3 Fig.4-1）	<回答19> 「AIR AAコイル（30ch）」2式による構成を同等対応として認めます。 ただし、下肢全長撮像において、被写体の形状等に起因する局所的な磁場不均一を補正し、下肢領域全体にわたり安定した画像品質を確保するため、磁場均一性を向上させる補助具（神戸バイオメディクス製：ICパッド、または同等品）を3式用意してください。

<質問20>　仕様書Ⅰ-3-(26)について 下肢領域全長にわたり磁場均一性を向上させるための補助具（神戸バイオメディックス製、ICパッド、または同等品）について、ICパッドは部位ごと、サイズによって全9種類ございますが、どの種類を3式用意するか？具体的にご指示いただけないでしょうか？	<回答20> 神戸バイオメディックス製のICパッドは、全9種類のうち以下の5種類(IC-neck1,IC-neck2,IC-chest,IC-belly,IC-backまたは同等品)をそれぞれ3式用意してください。
<質問21>　仕様書Ⅰ-3-(28)について 弊社では肩関節撮像専用コイルではなく、AIR MP-Lコイル(21ch)による対応を予定しております。AIR MP-Lコイル(21ch)は、21素子を有する高感度なフェーズドアレイコイルであり、柔軟性を活かして肩関節を含む目的部位へ密着させたコイルセッティングが可能です。横浜市立大学附属病院様（本院）において使用実績がございます。さらに、高知大学医学部附属病院様からは、AIR AAコイルで特殊な体位で撮像する肩関節ABER位においても、AIRコイルの特長を活かしたコイルセッティングが有効であるとの報告がございます。以上より、「16ch以上の肩関節撮像専用フェーズドアレイコイル」に限定することなく「AIR MP-Lコイル(21ch)」でも対応可能としていただけないでしょうか。 （別紙参考資料③：「AIRコイルの特長を活かした様々な部位での撮像」P6 図10）	<回答21> 仕様書のとおりご用意ください。 肩関節撮像専用コイルは、AIR MP-Lコイルのような柔軟性の高い汎用コイルと比較して、肩関節に対するコイルの位置や形状を一定に保ちやすく、固定性に優れることで検査中の体動を抑制し、再現性の高い撮像に有用であると考えています。当院では、経時的なフォローアップを含め、安定した条件で再現性の高い肩関節撮像を重視しているため、16ch以上の肩関節撮像専用フェーズドアレイコイルを必要とします。
<質問22>　仕様書Ⅰ-3-(29)について 弊社では「AIR MP-Lコイル(21ch)」を用いることで、手関節撮像に対応可能と考えております。「AIR MP-Lコイル(21ch)」は、21chの多素子構成を有し、撮像対象部位に密着させて使用できるため、手関節領域においても良好な撮像が可能です。また、手関節撮像を含む複数部位への使用が可能であり、専用コイルを部位ごとに準備する場合と比較して、コイル運用の効率化および導入コストの削減にも寄与します。実際に、横浜市立大学附属病院様（本院）において使用実績があり、滋賀医科大学医学部附属病院様においても手関節検査にAIR MP-Lコイル(21ch)が使用されております。以上より、手関節撮像専用コイルに限定せず、手関節撮像において同等以上の性能を有する「AIR MP-Lコイル(21ch)」についても同等品として了承いただけないでしょうか。 （別紙参考資料①：「こんな時どうする！？ALL-FREEなAIR Coilsにお任せ！」P1図2）	<回答22> 仕様書のとおりご用意ください。 手関節撮像専用コイルは、AIR MP-Lコイルのような柔軟性の高い汎用コイルと比較して、手関節に対するコイルの位置や形状を一定に保ちやすく、固定性に優れることで検査中の体動を抑制し、再現性の高い撮像に有用であると考えています。当院では、経時的なフォローアップを含め、安定した条件で再現性の高い撮像を重視しているため、16ch以上の手関節撮像専用フェーズドアレイコイルを必要とします。
<質問23>　仕様書Ⅰ-3-(30)について 弊社では「AIR MP-Lコイル(21ch)」にて対応可能と考えております。「AIR MP-Lコイル(21ch)」は21素子を有し、高い感度を確保するとともに柔軟な構造により膝関節の形状や体位に合わせて撮像部位へ密着させることが可能です。また、横浜市立大学附属病院様（本院）においても膝関節撮像での使用実績がございます。さらに、信濃町立信越病院様では、従来型の膝関節専用コイルとAIR MP-Lコイル(21ch)との比較検討が行われており、AIR MP-Lコイル(21ch)は従来型の膝関節専用コイルと比較して膝関節を屈曲させやすく大腿骨下面とACLを離した状態での撮像を行いやすいことが報告されています。このように、「AIR MP-Lコイル(21ch)」は膝関節専用コイルに限定されないため、患者様の体格や撮像体位に応じた柔軟なセッティングが可能であり膝関節撮像において高い汎用性を有すると考えております。また、専用コイルを別途用意する必要がないことから、導入コストの抑制にも寄与いたします。以上より、膝関節撮像に必要な性能および臨床上の運用性を確保できることから、膝関節撮像用の専用コイルに限定することなく「AIR MP-Lコイル(21ch)」での対応を了承いただけないでしょうか。 （別紙参考資料④：「Signa Champion導入による撮像技術の進化と応用」P2 図3）	<回答23> 仕様書のとおりご用意ください。 膝関節撮像専用コイルは、AIR MP-Lコイルのような柔軟性の高い汎用コイルと比較して、膝関節に対するコイルの位置や形状を一定に保ちやすく、固定性に優れることで検査中の体動を抑制し、再現性の高い撮像に有用であると考えています。当院では、経時的なフォローアップを含め、安定した条件で再現性の高い撮像を重視しているため、16ch以上の膝関節撮像専用フェーズドアレイコイルを必要とします。
<質問24>　仕様書Ⅰ-3-(31)について 弊社では、「AIR MP-Lコイル(21ch)」を用いることで本仕様の目的を十分に満たすことが可能と考えております。「AIR MP-Lコイル(21ch)」は21素子を有し、高い感度を確保するとともに柔軟性に優れ、足関節などの撮像対象部位に密着させたコイルセッティングが可能です。横浜市立大学附属病院様（本院）においても使用実績がございます。さらに、第54回横須賀三浦MRI技術研究会において、横浜南共済病院様より「足部動静脈分離撮像の工夫と症例報告」が発表され、その中で足関節専用コイルと21ch MP-L AIRコイルの比較検討が行われ、撮像対象への密着性に優れる「AIR MP-Lコイル(21ch)」において良好な画質が得られる旨が報告されております。このように専用コイルを用いなくても、AIR MP-Lコイル(21ch)を用いることで足関節撮像に必要な画質を確保できると考えております。以上より、専用コイルに限定することなく、「AIR MP-Lコイル(21ch)」での対応を了承いただけないでしょうか？また、了承いただけた場合は、専用コイルがない場合に記述されております「MRI用電磁波抑制シート」は不要と理解して宜しいでしょうか？	<回答24> 仕様書のとおりご用意ください。 「AIR MP-Lコイル（21ch）」による対応を認めます。ただし、当院では足関節の変形が強い患者を撮像することも多く、体格・体位に応じた撮像範囲の設定に加え、小FOV撮像時に撮像対象外の部位から生じる折り返し等への対策を必要とします。不要部位のRF励起を抑制する補助具として使用するため、MRI用電磁波抑制シートは必要と考えています。そのため、16ch以上の足関節専用フェーズドアレイコイルを有さない場合は、仕様書のとおり、Ⅰ.3(23)とは別に21ch以上のフェーズドアレイコイルとMRI用電磁波抑制シート（ジェイ・トラスト製：Tranduction Sheet、または同等品）を3式用意してください。
<質問25>　仕様書Ⅰ-3-(32)について 弊社では「AIR MP-Lコイル」を用いることで対応可能と考えております。これらのコイルは肘関節撮像に使用可能であるとともに、1式のコイルで複数部位の撮像に対応可能な多目的コイルであることから、Ⅰ.3(23)、Ⅰ.3(31)等で使用するコイルとの共用も可能です。撮像に必要な性能を満たす場合において、用途ごとに個別のコイルを追加導入することは機器構成の重複につながり、導入費用並びにメンテナンス費用の増加となるため、肘関節撮像に必要な画質・受信性能等を満たすことを前提として、Ⅰ.3(23)、Ⅰ.3(31)等で共用する可能性のある構成についても、本仕様を満たすものとして了承いただけないでしょうか。	<回答25> 仕様書のとおりご用意ください。 本項目は、当院の臨床運用において、検査効率の維持および両側造影検査をはじめとする高度精密検査に確実に適応するために不可欠な要件です。特に両側肘造影検査においては、造影剤注入後速やかに両側の肘関節領域を高精細かつ十分な高SNRで連続撮像する必要があります。汎用多目的コイル（AIR MP-L）1枚の共用や簡易構成では、このような高度な造影検査に対応する画質・撮像範囲およびポジショニング性能を担保できません。また、1枚の多目的コイルを複数部位で使い回す構成とした場合、検査間でのコイル付け替えや消毒・調整等によるセッティングのタイムロスが生じ、業務の非効率化や救急対応でのバッティングを引き起こします。そのため、両側肘造影検査への適応ならびに部位ごとの独立した運用環境を維持するため、単一コイル共用による数量削減・仕様緩和は認められず、仕様書のとおりにⅠ.3(23)、Ⅰ.3(31)とは別に16ch以上のフレックス型フェーズドアレイコイルをご用意ください。

<質問26>　仕様書Ⅰ-3-(33)について 弊社では「AIR MP-Mコイル(20ch)」を用いることで対応可能と考えております。「AIR MP-Mコイル(20ch)」は、指先、爪などの局所撮像にも使用可能な多目的コイルであり、滋賀医科大学医学部附属病院様においてもAIR MP-Mコイル(20ch)を用いた実績がございます。また、本コイルは指先・爪などの局所撮像に限らず、1式で複数の部位・用途に活用できるため、用途ごとに専用コイルを整備する場合と比較して、コイル資産を有効活用でき、病院様の導入費用並びにメンテナンスコストの抑制にも寄与できると考えております。つきましては、要求される臨床性能および画質を満たすことを前提として、「4ch以上の小径（140×90mm相当）型フェーズドアレイコイル」に限定することなく、AIR MP-Mコイル(20ch)による対応について了承いただけないでしょうか。 （別紙参考資料①：「こんな時どうする！？ALL-FREEなAIR Coilsにお任せ！」P4図8）	<回答26> 仕様書のとおりご用意ください。 「4ch以上の小径（140×90mm相当）型フェーズドアレイコイル」がない場合は、Ⅰ.3(20)からⅠ.3(32)とは別に「AIR MP-Mコイル(20ch)」を1式用意してください。
<質問27>　仕様書Ⅰ-3-(35)について (20)～(33) の仕様において、頭頸部、小児、胸腹部、下肢、関節等の各領域について「専用コイル」が要求されております。一方で近年のMRIシステムにおいては、複数部位で共用可能な多目的フレキシブルコイルにより、従来専用コイルで対応していた検査についても同等、あるいは同等以上の画質、受信性能、患者適合性、患者快適性及び検査効率を実現できる場合がございます。そのため、応札者が要求される臨床性能、画質及び検査運用を満たすことを客観的に示すことができる場合には、専用コイルに限定することなく、複数部位で共用可能な多目的フレキシブルコイルによる提案についても了承いただけないでしょうか？また、各仕様項目で要求される撮像性能・機能を満たす場合には、同一のコイルを複数の仕様項目で共用することも可能と考えております。項目ごとに個別のコイルを用意した場合、同一または同等の用途・性能を有するコイルが重複して納入され、必要以上の導入費用が発生する可能性があります。つきましては、各仕様項目で要求される性能・機能を満たすことを前提として、同一コイルで複数の仕様項目に対応可能な場合には、当該コイル1式を共用する構成での応対を了承いただけないでしょうか。これにより必要な診療機能及び臨床性能を確保しつつ、不要な機器の重複を避け、病院様の導入費用並びにメンテナンス費用の抑制及び機器構成の合理化にも寄与できるものと考えております。本調達は公費によるものであることから、弊社としても調達内容の妥当性及び機器構成の合理性について、説明可能な形で応札内容を整理する必要がございます。本質問は、単に機器構成の簡略化を求めるものではなく、必要な臨床性能を確保することを大前提として、公費調達における経済性、効率性及び説明責任の観点から、合理的かつ適正な機器構成をご提案するための確認となります。ご検討のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。	<回答27> 各撮像部位における専用コイルは、多目的フレキシブルコイルのような柔軟性の高い汎用コイルと比較して、対象部位に対するコイルの位置や形状を一定に保ちやすく、固定性に優れることで検査中の体動を抑制し、安定した条件で再現性の高い撮像を行ううえで重要です。当院では、経時的なフォローアップを含め、安定した条件で再現性の高い撮像を行うことを重視しているため、専用コイルを有する部位については、専用コイルを使用した撮像を想定しています。 一方、同一のコイルで複数の仕様項目および回答書に規定する性能・機能を満たすことができる場合には、必ずしも仕様項目ごとに同一または同等の用途のコイルを重複して納入する必要はなく、そのような構成による提案を妨げません。ただし、各仕様項目および回答書で求める臨床性能、画質、撮像方法および検査運用が確保できることを確認する必要があるため、具体的なコイル構成については、放射線部担当者との協議のうえ最終決定することとします。
<質問28>　仕様書Ⅰ-5-(38)について 本仕様に記載の「syngo.via」は本入札において応札者となり得るMRIメーカーが提供するシステムであるため、他の応札者は競合関係にある特定メーカーから接続条件及び見積額の提示を受けなければ、自社の応札価格を確定できない構造となります。一方、当該システムの提供メーカーは、自らの応札価格を作成する立場にありながら、競合する他の応札者に対する接続価格、技術協力の範囲、回答時期及び接続可否に関与できることになります。この状態では、各応札者が同一かつ独立した条件で価格を形成できず、公正かつ公平な競争環境が確保されているとは説明し難いと考えます。また、当社としても、将来、監査その他の外部検証において、競合関係にある特定メーカーが決定した接続費用を応札価格に含めた理由及び価格の妥当性について説明を求められた場合、当社が決定又は検証できない価格条件であるため、十分かつ論理的な説明が困難です。したがって、公正な競争性、応札価格の透明性及び公費支出に係る説明責任を確保するため、既設システム側で必要となるインターフェース、ライセンス、設定変更、接続作業及び動作確認に係る費用は本調達から除外し、病院と各既設システム提供事業者との間で別途調達していただけないでしょうか。MR装置の応札者は、DICOM3.0に準拠した標準通信機能の提供、MR装置側の設定及び接続試験への協力を本調達範囲とすることが、公平かつ合理的と考えます。別途調達を不可とされる場合は、競合関係にある特定メーカーが他の応札者の価格形成及び仕様適合性に関与できる条件であっても、公正かつ公平な競争性が確保され公費調達として合理的であり、将来の監査その他の外部検証においても説明可能であると判断された具体的かつ客観的な根拠をご提示ください。	<回答28> 回答８参照のこと。
<質問29>　仕様書Ⅱ-6-(44)について 弊社が提案予定のAdvantage Workstation（AW）は、MR装置本体から画像を自動転送し、画像処理及び画像解析を実施することが可能です。また、画像再構成はMR装置本体側で実施されますが、画像再構成中も撮像を継続することが可能であり、検査効率への影響はありません。つきましては、仕様（44）における「MR装置本体と連動」とは、自動画像転送と理解してよろしいでしょうか。 また、仕様（44）及び（45）の目的が画像処理環境の確保及び検査効率の維持にある場合、MR装置本体で画像再構成を実施しながら継続して撮像を行い、AWにて画像処理及び画像解析を実施できる構成についても、同等提案として認めていただけますでしょうか。なお、上記構成を同等提案としてお認めいただけない場合、当社システムでは仕様番号（44）及び（45）への適合が困難となり、本件への応札ができません。公正な競争機会の確保の観点から、同等提案としてお認めいただけますでしょうか。 なお、本質問は機能の削減を求めるものではなく、要求される運用及び機能を満たす異なるシステム構成による提案可否を確認するものです。	<回答29> Advantage Workstation（AW）を装置のメインコンソールとは別に用意し、MR装置本体から画像が自動転送され、メインコンソールでの撮像業務に影響を与えることなく、AWにおいて仕様書で求める画像確認、画像処理、画像解析および画像転送を並行して実施できる構成であれば、同等提案として認めます。また、画像再構成をMR装置本体側で実施する構成についても、画像再構成中にメインコンソールでの撮像を継続でき、撮像業務および検査効率に支障をきたさない構成であれば認めます。なお、AWにはMRスペクトロスコピーを含め、仕様書で求める画像処理機能および解析機能を実現するために必要な解析アプリケーションおよびオプション機能を搭載してください。

<質問30>　仕様書Ⅱ-6-(45)について 弊社が提案予定のAdvantage Workstation（AW）は、MR装置本体から画像を自動転送し、画像処理及び画像解析を実施することが可能です。また、画像再構成はMR装置本体側で実施されますが、画像再構成中も撮像を継続することが可能であり、検査効率への影響はありません。つきましては、仕様（44）における「MR装置本体と連動」とは、自動画像転送と理解してよろしいでしょうか。 また、仕様（44）及び（45）の目的が画像処理環境の確保及び検査効率の維持にある場合、MR装置本体で画像再構成を実施しながら継続して撮像を行い、AWにて画像処理及び画像解析を実施できる構成についても、同等提案として認めていただけますでしょうか。なお、上記構成を同等提案としてお認めいただけない場合、当社システムでは仕様番号（44）及び（45）への適合が困難となり、本件への応札ができません。公正な競争機会の確保の観点から、同等提案としてお認めいただけますでしょうか。 なお、本質問は機能の削減を求めるものではなく、要求される運用及び機能を満たす異なるシステム構成による提案可否を確認するものです。	<回答30> Advantage Workstation（AW）を装置のメインコンソールとは別に用意し、MR装置本体から画像が自動転送され、メインコンソールでの撮像業務に影響を与えることなく、AWにおいて仕様書で求める画像確認、画像処理、画像解析および画像転送を並行して実施できる構成であれば、同等提案として認めます。また、画像再構成をMR装置本体側で実施する構成についても、画像再構成中にメインコンソールでの撮像を継続でき、撮像業務および検査効率に支障をきたさない構成であれば認めます。なお、AWにはMRスペクトロスコピーを含め、仕様書で求める画像処理機能および解析機能を実現するために必要な解析アプリケーションおよびオプション機能を搭載してください。
<質問31>　仕様書Ⅱ-7-(54)について 本項のみでは、必須画像処理機能、必須画像解析機能、必須アプリケーション、必須ライセンス、必須構成の範囲が明確ではなく、応札者は応札時点で必要な提案範囲及び積算範囲を確定することができません。本件は総価による入札であり、応札者は入札前に提案内容及び価格を確定しなければならないため、応札後又は契約締結後の協議により要求範囲が拡大する前提で積算することは困難です。つきましては、応札条件の統一及び積算条件の明確化のため、貴院が必要と考える画像処理機能、画像解析機能、アプリケーション及びライセンスについて一覧でご提示ください。また、本件は今回をもって質問機会が終了するため、応札者は貴院から提示された一覧をもとに提案範囲を決定することとなります。そのため、貴院から本回答において明示されなかった機能、アプリケーション、ライセンス又は構成については、応札要件には含まれないものと理解してよろしいでしょうか。 併せて、①本回答で明示された機能について、応札者が保有していない又は対応していない機能が存在する場合には、当該機能を提案対象外として応札することを認めるのか ②または当該機能について代替機能、代替ソフトウエア又は同等以上の手段による提案を認めるのか ③あるいは当該機能が必須要件であり未搭載の場合は不適合となるのか 上記①～③の取扱いについて明確にご教示ください。 さらに、本回答にて明示されなかった機能について、契約締結後に追加要求された場合は、応札時点で積算不能であった事項であるため、別途協議事項として取り扱うとの理解でよろしいでしょうか。なお、本質問は機能削減を求めるものではなく、応札者が合理的かつ公平な条件のもとで提案内容及び価格を確定できるようにするための確認です。	<回答31> 仕様書において必須とする画像処理・画像解析機能、アプリケーションおよびライセンスの範囲は、仕様書Ⅱ.6(40)～Ⅱ.7(53)に個別に規定された全処理・解析項目、ならびにⅢ.8(55)～Ⅲ.9(113)の各撮像機能に付帯する解析要件（灌流解析、fMRI、MRS、T1/T2/T2*マップ、ダイナミック定量評価、PDFF/R2/R2*定量、MRE、心機能・血流解析等）と規定します。 また、貴社が代替機能・代替ソフトウェアによる同等提案を行う場合、適合性の判断は以下の仕様書規定の客観的性能基準に基づき行います。 処理速度の客観的基準としてⅠ.5(37)～(38)、Ⅱ.6(40)～(45)。精度の客観的基準としてⅡ.7(47)～(53)、Ⅲ.8(55)～Ⅲ.9(113)、Ⅳ.14(125)。 ①の一部機能を提案対象外とすること、および③の未搭載かつ代替不能な場合は不適合とします。したがって、②を基本とし、仕様書に記載する客観的基準を満たす代替手段による提案は適合とみなします。また、当該MR装置の性能を十分に発揮するために活用できる基本アプリケーション追加の提案を妨げることはありません。 また、Ⅴ.22(187)に基づき、本仕様書に記載された機能・ソフトウェア・ライセンス等を満たすために必要なすべての費用は本体価格に含まれます。契約締結後において、確認不足、見積不足、ライセンス不足等を理由とした機能縮小や追加費用の請求は認められません。
<質問32>　仕様書Ⅲ-8-(69)について 本仕様項目では最短TE値に関する要求が規定されていますが、当該項目についてはメーカーが公表している製品仕様書、データシートその他の公式資料において明確な規定がなく応札時点で客観的な適合性判断を行うことができません。一般的に入札仕様は、応札者が入札時点で適合・不適合を客観的に判定可能な内容であることが望ましいと考えますが、本項については測定条件、評価条件及び判定方法が明確ではなく、応札者によって解釈が異なる可能性があり、また、応札後に追加確認又は技術協議により仕様適合性を判断することも困難です。一方、当社が提案予定のシステムと同系列の装置は、横浜市立大学附属病院様（本院）において運用実績がございますが、日常診療及び臨床運用において問題なく利用されているものと認識しておりますため、本項については要求仕様から削除いただけないでしょうか？	<回答32> 仕様書のとおりご用意ください。 本仕様における最短TE条件（b=1,000 s/mm²、128×128マトリックス等）は、日常臨床で用いられる標準的な撮像パラメータを基準としており、一般的な技術検証において客観的な適合判定が十分可能な数値設定と考えています。なお、他施設や他運用における過去の実績の有無にかかわらず、本調達においては本仕様書に掲げる性能水準の充足をもって適合性を判断します。
<質問33>　仕様書Ⅲ-9-(93)について 本仕様は、脂肪肝、鉄過剰症評価を目的としたものでしょうか？	<回答33> 仕様書（Ⅲ.9(93)）のとおり、呼吸停止下のMRスペクトロスコピーにて脂肪(PDFF)・鉄(R2)含有量の定量測定を目的とします。
<質問34>　仕様書Ⅲ-9-(93)について 脂肪・鉄沈着定量MRファントムとして「アクロバイオ製：PM-DP-U型MRI Diffusion Phantom、PDFF-R2*ファントム(16バイアル)」の対応で宜しいでしょうか？不可の場合はその理由をご教示下さい。	<回答34> 仕様書のとおりご用意ください。 仕様書（Ⅲ.9(93)）に定めるCalimetrix製:450型MRコンビネーションファントム(脂肪・鉄沈着定量MRファントム)は、仕様書(Ⅳ.14(125)と比較して、より小さいR2*値（低濃度領域）に対応した仕様となっており、軽微な鉄沈着の定量評価やより高精度な詳細検証を行うために当院の臨床上不可欠な性能を有しているためです。
<質問35>　仕様書Ⅲ-9-(102)について 本仕様について、弊社ではMR装置本体コンソールではなく、ワークステーションにて対応可能です。 同等の解析機能を有するワークステーションでの対応も可としていただけないでしょうか。	<回答35> 回答14参照のこと。

<質問36>　仕様書Ⅲ-10-(114)について 本項のみでは、必須画像処理機能、必須画像解析機能、必須アプリケーション、必須ライセンス、必須構成の範囲が明確ではなく、応札者は応札時点で必要な提案範囲及び積算範囲を確定することができません。本件は総価による入札であり、応札者は入札前に提案内容及び価格を確定しなければならないため、応札後又は契約締結後の協議により要求範囲が拡大する前提で積算することは困難です。つきましては、応札条件の統一及び積算条件の明確化のため、貴院が必要と考える画像処理機能、画像解析機能、アプリケーション及びライセンスについて一覧でご提示ください。また、本件は今回をもって質問機会が終了するため、応札者は貴院から提示された一覧をもとに提案範囲を決定することとなります。そのため、貴院から本回答において明示されなかった機能、アプリケーション、ライセンス又は構成については、応札要件には含まれないものと理解してよろしいでしょうか。 併せて、①本回答で明示された機能について、応札者が保有していない又は対応していない機能が存在する場合には、当該機能を提案対象外として応札することを認めていただけるか②または当該機能について代替機能、代替ソフトウエア又は同等以上の手段による提案を認めていただけるのか③あるいは当該機能が必須要件であり未搭載の場合は不適合となるのか 上記①～③の取扱いについて明確にご教示ください。 さらに、本回答にて明示されなかった機能について、契約締結後に追加要求された場合は、応札時点で積算不能であった事項であるため、別途協議事項として取り扱うとの理解でよろしいでしょうか。なお、本質問は機能削減を求めるものではなく、応札者が合理的かつ公平な条件のもとで提案内容及び価格を確定できるようにするための確認です。	<回答36> 仕様書において必須とする撮像シーケンス、撮像技術および解析アプリケーションの範囲は、仕様書Ⅱ.7(47)～(53)、Ⅲ.8(55)～Ⅲ.9(113)に個別に規定された全撮像機能・撮像シーケンス、ならびにこれらに付帯するすべての解析機能（各種高速撮像、非造影MRA、DWI/DTI、体動補正、fMRI、MRS、T1/T2/T2*マップ、ダイナミック定量評価、PDFF/R2/R2*定量、MRE、心機能・血流解析等）とします。 貴社が代替機能、代替シーケンスまたは代替ソフトウェアによる同等提案を行う場合、適合性の判定は以下の仕様書規定の客観的性能基準に基づき行います。 処理速度の客観的基準としてⅠ.5(37)～(38)、Ⅱ.6(40)～(46)。精度の客観的基準としてⅡ.7(47)～(53)、Ⅲ.8(55)～Ⅲ.9(113)、Ⅳ.14(125)。 ①の一部機能を提案対象外とすること、および③の未搭載かつ代替不能な場合は不適合とします。したがって、②を基本とし、仕様書に記載する客観的基準を満たす代替手段による提案は適合とみなします。また、貴社MR装置の性能を十分に発揮するための基本アプリケーション追加の提案を妨げることはありません。 また、Ⅴ.22(187)に基づき、本仕様書に記載された機能・ソフトウェア・ライセンス等を満たすために必要なすべての費用は本体価格に含まれます。契約締結後において、確認不足、見積不足、ライセンス不足等を理由とした機能縮小や追加費用の請求は認められません。
<質問37>　仕様書Ⅳ-11-(115)について 本項については、必須となる画像解析アプリケーション、オプション機能が明確でなく、応札時点で提案内容及び積算範囲を確定することが困難です。 本件は総価による入札であるため、応札条件及び積算条件を統一する観点から、貴院が必要とする画像解析アプリケーション、オプション機能を一覧でご提示いただけないでしょうか？また、本回答をもって質問機会が終了することから、併せて以下をご教示ください。 ① 本回答で明示されなかった機能等は、応札要件に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。 ② 明示された機能に対応できない場合、提案対象外としての応札、または代替機能・同等以上の手段による提案は認められるでしょうか。それとも未対応の場合は不適合となるでしょうか。 ③ 本回答で明示されなかった機能等が契約締結後に追加要求された場合は、別途協議事項として取り扱うとの理解でよろしいでしょうか。さらに、本回答にて明示されなかった機能について、契約締結後に追加要求された場合は、応 札時点で積算不能であった事項であるため、本契約とは別に導入検討を行う理解でよろしいでしょうか。なお、本質問は機能削減を求めるものではなく、応札者が合理的かつ公平な条件のもとで提案内容及び価格を確定できるようにするための確認です。	<回答37> 仕様書のとおりご用意ください。 仕様書Ⅳ.11(115)に記載した当院の既存システムに未導入の画像解析アプリケーション、オプション機能はすべて納入してください。現在当院に導入済みの機能およびMRに対応する(マルチモダリティ対応も含 む)未導入の画像解析アプリケーション・オプション機能については、各既存システム提供メーカーが把握しているため、応札者において各メーカーへ確認し、必要な費用を含めて提案してください。
<質問38>　仕様書Ⅳ-12-(116)について 本仕様項目において、今回導入する3.0T MR装置以外のシステム（既設1.5TMR装置等）との接続作業が必要となる場合、既設システム側で必要となるインターフェース、ライセンス、設定変更、接続作業及び動作確認等の費用については、本調達範囲から除外し、貴院と既設システム提供事業者との間で別途調達としてください。また、貴院で実施している全ての心臓MR解析業務の内容が明確ではなく、応札者は応札時点で必要な提案範囲及び積算範囲を確定することができません。本件は総価による入札であり、応札者は入札前に提案内容及び価格を確定しなければならないため、応札後又は契約締結後の協議により要求範囲が拡大する前提で積算することは困難です。つきましては、応札条件の統一及び積算条件の明確化のため、貴院で実施している全ての心臓MR解析業務に伴う機能、アプリケーションの内容等について一覧でご提示ください。また、本件は今回をもって質問機会が終了するため、応札者は貴院から提示された一覧をもとに提案範囲を決定することとなります。そのため、貴院から本回答において明示されなかった機能、アプリケーションの内容等については、応札要件には含まれないものと理解してよろしいでしょうか。併せて、①本回答で明示された機能について、応札者が保有していない又は対応していない機能が存在する場合には、当該機能を提案対象外として応札することを認めていただけるか②または当該機能について代替機能、代替ソフトウエア又は同等以上の手段による提案を認めていただけるのか③あるいは当該機能が必須要件であり未搭載の場合は不適合となるのか上記①～③の取扱いについて明確にご教示ください。さらに、本回答にて明示されなかった機能について、契約締結後に追加要求された場合は、応札時点で積算不能であった事項であるため、本契約とは別に導入検討を行う理解でよろしいでしょうか。なお、本質問は機能削減を求めるものではなく、応札者が合理的かつ公平な条件のもとで提案内容及び価格を確定できるようにするための確認です。	<回答38> 既存システム側で必要となる接続作業等に係る費用については本調達から除外し、病院と各既存システム提供事業者との間で別途調達することとします。ただし、応札者は、自社装置側で必要となる接続設定および接続作業を本調達範囲に含めるとともに、既存システムとの接続に漏れが生じないよう、病院および各既存システム提供事業者と十分に連携・調整してください。心臓MR解析業務については、仕様書Ⅳ.12（116）に記載する4Dおよび3D血流動態解析、心筋ストレイン解析、ECV解析ならびに各心臓MR画像（T1map、T2map、T2*map、Cine、PC flow、Perfusion、LGE、MRA）の送受信、解析および保存に対応し、現行の心臓MR解析業務を継続して実施できることを必須とします。なお、同等性については、単に当該解析が実施可能であることのみではなく、当院で実施している心臓MR解析業務に必要な解析精度および処理速度等を有し、診断の質や検査効率に影響を及ぼさず、現行運用を下回らないことを含めて判断します。したがって、②を基本とし、仕様書Ⅳ.12（116）に記載する要求事項を満たす代替機能、代替ソフトウェアまたは同等以上の手段による提案を認めます。具体的な構成および対応方法については、必要に応じて放射線部担当者と協議してください。
<質問39>　仕様書Ⅳ-13-(117)について 監視カメラは、録画可能な機種とし、カラー表示、暗視可能とし、操作卓において遠隔操作（ズーム、チルト、パン）が可能であること。とありますが、MR検査室内の監視カメラについては磁場の影響を受けやすい環境であることからメーカー検証済みのもので宜しいでしょうか？（別紙製品仕様⑤ 監視カメラ）	<回答39> MR検査室内に設置する監視カメラについては、静磁場・RFノイズ等の影響を受けず正常動作することが確認された「メーカー検証済み品」を選定・導入することで差し支えありません。

<質問40>　仕様書Ⅳ-14-(125)について 当該ファントムについては、撤去工事開始前の納品に努めますが、供給状況等により間に合わない場合がございます。その場合、納期について別途協議のうえ対応することをお認めいただけますでしょうか。	<回答40> 当該ファントムは旧装置との比較評価に使用するため、原則工事開始前の納入とします。納入が困難な場合、レンタル品等をご検討ください。なお、具体的な対応方法については、事前に放射線部担当者と協議してください。
<質問41>　仕様書Ⅳ-15-(136)について 「通信用関連資機材等」について、応札時の構成および費用算定を明確にするため、想定されている機器・資材の種類、仕様、数量等の詳細を明記いただけないでしょうか。	<回答41> 仕様書(Ⅳ.15(136))に付帯する「通信用関連資機材等」について想定している通信用関連資機材等の種類、仕様および数量は以下のとおりです。これら一式（接続ケーブル等を含む）を本体価格に含めてご用意ください。 ・Webカメラ：Logicool製 MX Brio (4K)、または同等品 × 1台 ・スピーカーフォン：Jabra製 Speak2 55、または同等品 × 1台 ・多機能USBハブ：Anker製 555 USB-C ハブ (8-in-1)、または同等品 × 1台 ・ワイヤレスプレゼンテーションシステム：サンワサプライ製 VGA-EXWHD9、または同等品 × 1式 なお、同等品を提案する場合は、同等以上の性能を満たす製品とし、事前に放射線部担当者の承認を得てください。
<質問42>　仕様書Ⅳ-17-(143)について 本項目については、削除をご検討いただきたくお願いいたします。 検査待機時間の延長対策および検査効率の向上については、今回導入される3T装置に対する高速撮像技術、AI再構成技術等の必要な要件が、前述の仕様項目において既に規定されているものと認識しております。一方、本項目における「AI再構成技術の導入、高速撮像アプリケーションの導入、ソフトウェア更新その他これらと同等以上の効果を有する方策」が、既存MR装置（1.5T）等に対する対策を含む場合、当該装置のメーカー、機種、既存ソフトウェア構成、アップグレード可否および保守条件、あるいは接続作業等に依存する内容となり、今回導入する3T装置の応札者が一律に対応することが困難な要件となります。本項目が既存MR装置（1.5T）等に関わる追加対策を求める趣旨である場合、既存装置メーカー以外の応札者では対応が困難となる可能性があるため、公平な競争環境確保の観点から、本項目の削除をご検討いただきたくお願いいたします。	<回答42> 本項目は、既存MR装置（1.5T）に対する追加対策を必須として求めるものではありません。ただし、既存MR装置を活用した対策の提案を妨げるものでもありません。本項目は、前述の仕様項目に規定する方策に加え、検査待機時間の延長を抑制し、患者に遅滞なく質の高い医療を継続して提供することを目的として、その実現に資する検査効率向上策の提案および実施を求めるものです。仕様書に記載するAI再構成技術、高速撮像アプリケーション、ソフトウェア更新等は、検査効率向上に資する方策を例示したものであり、これらの技術・アプリケーション等の導入または更新を一律に求めるものではありません。各社で装置構成や仕様が異なることから、本項目の目的を達成するために各応札者が実施可能な対策をご提案ください。具体的な実施内容については、提案内容を踏まえ、当院放射線部担当者との協議により決定することとします。
<質問43>　仕様書Ⅴ-19-(155)について 「ハードウェアの更新を伴わないソフトウェアのバージョンアップ」について、将来的に提供されるバージョンアップには有償となるものも想定されます。 つきましては、必要に応じて有償での提供も可能という理解でよろしいでしょうか。	<回答43> ご認識のとおりです。
<質問44>　仕様書Ⅴ-19-(156)について 設置後（検収後）にリリースされる基本ソフトウェアのバージョンアップは、保証期間内であっても無償対応の対象外となります。 「保証期間内において無償にて実施する」との要件を削除し、別途協議のうえ対応するものとしていただけますでしょうか。	<回答44> 「別途協議のうえ対応する」に変更します。ただし、不具合に起因するバージョンアップは無償対応を求める場合もあります。
<質問45>　仕様書Ⅴ-20-(160)について MR装置本体については対応可能ですが、ワークステーション、汎用PC及び周辺機器等については、製造元の製品ライフサイクルにより、納入後10年間の交換部品の安定供給を保証することが困難です。つきましては、本項目を削除いただくか、対象をMR装置本体に限定いただきますようお願いいたします。	<回答45> 原則、ワークステーション、汎用PCおよび周辺機器等についても、10年間の交換部品の安定供給を保証してください。製造終了等のやむを得ない事情により交換部品の調達が困難となった場合においても、受注者は修理部品の確保その他必要な措置について最大限努めるものとし、継続使用のための修繕対応を行ってください。そのうえで、なお対応が困難な場合は、臨床業務に影響を及ぼさない代替案を提示し、当院担当者と協議のうえ、速やかに対応してください。
<質問46>　仕様書Ⅴ-22-(187)について 本仕様における接続確認に関する全ての費用については、応札者となり得るMRI装置メーカーが提供するシステムも含まれており、他の応札者は、競合関係にある特定メーカーから接続条件及び見積額の提示を受けなければ、自社の応札価格を確定できない構造となります。一方、当該システムの提供メーカーは、自らの応札価格を作成する立場にありながら、競合する他の応札者に対する接続価格、技術協力の範囲、回答時期及び接続可否に関与できることになります。この状態では、各応札者が同一かつ独立した条件で価格を形成できず、公正かつ公平な競争環境が確保されているとは説明し難いと考えます。また、当社としても、将来、監査その他の外部検証において、競合関係にある特定メーカーが決定した接続費用を応札価格に含めた理由及び価格の妥当性について説明を求められた場合、当社が決定又は検証できない価格条件であるため、十分かつ論理的な説明が困難です。したがって、公正な競争性、応札価格の透明性及び公費支出に係る説明責任を確保するため、既設システム側で必要となるインターフェース、ライセンス、設定変更、接続作業及び動作確認に係る費用は本調達から除外し、病院と各既設システム提供事業者との間で別途調達していただけますでしょうか。MR装置の応札者は、DICOM3.0に準拠した標準通信機能の提供、MR装置側の設定及び接続試験への協力を本調達範囲とすることが、公平かつ合理的と考えます。別途調達を不可とされる場合は、競合関係にある特定メーカーが他の応札者の価格形成及び仕様適合性に関与できる条件であっても、公正かつ公平な競争性が確保され、公費調達として合理的であり、将来の監査その他の外部検証においても説明可能であると判断された具体的かつ客観的な根拠をご提示ください。	<回答46> 既存システム側で必要となる接続作業等に係る費用については本調達から除外し、病院と各既存システム提供事業者との間で別途調達することとします。ただし、応札者は、自社装置側で必要となる接続設定および接続作業を本調達範囲に含めるとともに、既存システムとの接続に漏れが生じないよう、病院および各既存システム提供事業者と十分に連携・調整してください。また、仕様書に記載する各システムとの間で、当院が求める画像の送受信および保存が可能であることを確認し、病院側が求める接続試験、動作確認および転送速度の確認を実施してください。

<質問47>　仕様書Ⅴ-22-(188)について MR装置本体は薬事承認された医療機器であり、弊社が動作保証していない病院指定のセキュリティソフト等を任意にインストールすることはできません。つきましては、MR装置本体については、装置として提供可能なセキュリティ対策にて対応し、詳細は貴院システム担当者様と別途協議することでご了承いただけますでしょうか。	<回答47> ご認識のとおりです。 当院システム担当と協議し、確実なセキュリティ対策を実施してください。
<質問48>　仕様書Ⅴ-22-(192)について 工程の進捗状況や作業内容によっては、午後6時までに当日の作業を完了することが困難となる場合が想定されます。 そのため、施設担当係担当者及び放射線部担当者へ事前に連絡し承認を得ることを条件として、必要に応じ午後6時以降の時間外作業を実施可能としていただけますでしょうか。	<回答48> 事前に施設担当係担当者および放射線部担当者へ連絡し、作業内容、必要性および予定時間等について協議のうえ、実施の可否を決定することとします。
<質問49>　仕様書Ⅴ-22-(193)について 本項目に記載の全備品一覧リスト及びデジタルデータはいつまでにご提出したら宜しいでしょうか？	<回答49> 納入備品が確定した後、速やかにご提出ください。